

7 消安第 5217 号
令和 8 年 1 月 6 日

一般社団法人日本飼料用米振興協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 1 号）が令和 8 年 1 月 6 日付けで公布されましたので、本改正内容について、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料の成分規格を定めることができるとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、農薬の成分である物質については、省令別表第1の1の（1）のセ及びゾにおいて、飼料の原料に含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、順次見直しを行っている。

2 改正の概要

省令別表第1の1の（1）のセに掲げる農薬の成分である物質のうち、クロルベンジレート、シフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、パラコート並びにフェニトロチオンについて、飼料に含まれる農薬の残留基準を改正する。

なお、本改正については、農業資材審議会に意見を聴き、令和7年2月及び3月に適当である旨の答申を得ている。

（1）クロルベンジレート

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：クロルベンジレート)	
	改正前	改正後
とうもろこし	<u>0.02</u>	削除

・下線は改正部分。

（2）シフルトリン

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：シフルトリン（各異性体の和）)	
	改正前	改正後
えん麦	2	2
大麦	2	2
小麦	<u>2</u>	<u>0.2</u>
とうもろこし	<u>2</u>	<u>0.05</u>
マイロ	<u>2</u>	<u>3.5</u>
ライ麦	2	2
牧草	<u>3</u>	<u>50</u>

・下線は改正部分。

・基準値を設定するシフルトリンは各異性体の和をいう。

(3) デルタメトリン及びトラロメトリン

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：総デルタメトリン及び トラロメトリン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>1</u>	<u>2</u>
大麦	<u>1</u>	<u>2</u>
小麦	<u>1</u>	<u>2</u>
とうもろこし	<u>1</u>	<u>2</u>
マイロ	<u>1</u>	<u>2</u>
ライ麦	<u>1</u>	<u>2</u>
牧草	<u>5</u>	<u>1</u>

- ・下線は改正部分。
- ・総デルタメトリンはデルタメトリン、代謝物CR ((R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-3-(ジプロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート)及び代謝物CT ((S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S,3S)-3-(ジプロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート)をいう。
- ・基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンは、デルタメトリン並びにトラロメトリン、代謝物CR及びCTをそれぞれデルタメトリンに換算したものの和をいう。

(4) パラコート

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：パラコート (パラコートイオン))	
	改正前	改正後
えん麦	0.5	0.5
大麦	0.05	0.05
小麦	<u>0.05</u>	<u>1.1</u>
とうもろこし	0.1	0.1
マイロ	<u>0.5</u>	<u>0.05</u>
ライ麦	0.05	0.05
牧草	5	5

- ・下線は改正部分。

(5) フェニトロチオン

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：フェニトロチオン)	
	改正前	改正後
えん麦	<u>1</u>	<u>6</u>
大麦	<u>5</u>	<u>6</u>
小麦	<u>10</u>	<u>15</u>
とうもろこし	1	1
マイロ	<u>1</u>	<u>6</u>

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：フェニトロチオン)	
	改正前	改正後
ライ麦	<u>1</u>	<u>6</u>
牧草	10	10

・下線は改正部分。

3 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）において、衛生植物検疫措置の公表日と施行日との間に6か月を超える期間を置くべきとされていることから、貿易相手国の準備状況に応じ、公布後6か月又は1年を経過した日から施行することとする。

ただし、基準値の削除及び引き上げを行う改正については、貿易を円滑にするものであるため、公布の日から施行することとする。具体的には以下のとおり。

(1) クロルベンジレートについて

公布の日から施行する。

(2) シフルトリンについて

マイロ及び牧草については、公布の日から施行する。

小麦及びとうもろこしについては、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(3) デルタメトリン及びトラロメトリンについて

牧草を除く飼料の原料については、公布の日から施行する。

牧草については、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(4) パラコートについて

小麦については、公布の日から施行する。

マイロについては、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(5) フェニトロチオンについて

公布の日から施行する。